

行政手続法第5条第1項の規定に基づく都市計画法第53条第1項の規定による建築の許可に係る審査基準におけるただし書「事業の施行が近い将来に見込まれる区域等」について、平成22年6月4日に公告した「事業の施行が近い将来に見込まれる区域等」のうちⅠ・Ⅲ・49号久世梅津北野線の名称を3・3・140号久世梅津北野線と変更し、合わせて区域の変更を行うので次のとおり公告し、平成23年1月20日の許可申請分から適用します。

なお、同区域については、都市計画課窓口にて閲覧できます。

平成22年12月20日

京都市長 門川 大作

1 事業の施行が近い将来に見込まれる区域等

都市計画番号	都市計画施設名	区間又は町名	延長又は面積	備考
3・3・140号	久世梅津北野線	西京区桂上野西町～ 右京区梅津北町	約800m	

2 閲覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

3 問い合わせ先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

電話番号 075-222-3505

(都市計画局都市企画部都市計画課)